

	質問	回答
Q1	提案主体は事業者が適当と考えるが、コンサル会社が関与する場合、事業者とコンサル会社がコンソーシアムを組む体制が適当か、もしくはコンサル会社を外注とするのが適当か。	調査終了後の事業化に向け、技術を持っている企業が代表団体として申請頂くことが望ましくはありますが、コンサル企業が代表団体になるのを妨げるものではありません。
Q2	調査内容について、適応事業実施の効果を評価する手法の構築が求められているが、構築した手法を適用して評価した結果を出すことは必須か。	限られた調査期間において、評価手法を適用した効果の測定まで行うことは難しいと想定されますので、これを必須とするものではありません。
Q3	適応事業実施の効果を評価手法に関し、提案書において、どの程度まで詳述する必要があるか。	評価手法の構築は調査項目の一つではありますが、提案段階で全て検討が終わっている必要はなく、構築に向けた方向性や案をお示しください。必要に応じ、提案書の添付資料としてご提出ください。
Q4	旅費の積算について、宿泊費等詳細の規定はあるか。	旅費（航空券、宿泊費等）の積算については、各社の社内規定に準じて行ってください。契約締結時に、その根拠をご提示ください。
Q5	応募資格について、「製品の輸出、リサーチ・コンサルティング、研究開発に限定された取り組みは応募の対象にならない」とあるが、提案主体が製造（開発）した機器を途上国に輸出して事業展開する場合は対象にならない、という趣旨か。	製品の輸出、リサーチ・コンサルティング、研究開発等に限定したのではなく、事業化を前提とすることを目的としたものであれば問題ありません。
Q6	日本側だけでなく、海外の企業と一緒に事業を行うことは問題ないか。	日本企業により途上国において実施される事業であれば、日本企業や現地企業との協働も可能です。
Q7	人件費の積算について、人件費単価は何を参考にすればよいか。	人件費の積算については、各社の実績単価や健保等級等を適用して行ってください。契約締結時に、その根拠をご提示ください。
Q8	従事者が事業社と関連会社の2社ともに所属している場合、どのように計上すれば良いか。	従事者の業務内容等に基づきご判断いただきたい。
Q9	事業費の積算に関して、見積書は添付しなくても良いのか。	提案書提出時点では見積書の添付は不要です。契約締結時に、全ての経費についてその根拠をご提示ください。
Q10	一般管理費の計上比率はどのように設定すれば良いか。	一般管理費率は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。ただし、特殊要因等がある場合は、協議のうえ一般管理費率を決定します。 【企業における計算式】一般管理費率 = (『販売費及び一般管理費』-『販売費』) ÷ 『売上原価』 × 100 【公益法人における計算式】一般管理費率 = 『管理費』 ÷ 『事業費』 × 100 【独立行政法人における計算式】一般管理費率 = 『一般管理費』 ÷ 『業務費』 × 100 【私立大学等における計算式】一般管理費率 = 『管理費』 ÷ 『支出の部の合計』 × 100 詳細につきましては経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」の「13. 一般管理費に関する経理処理」をご参照ください。
Q11	調査において使用する機器（例：太陽光パネル）の費用は事業費として積算可能か。	機器等の購入は認められませんが、リースは可能です。自社製品を使用される場合は、原価での計上が可能です。金額の妥当性は、別途、個別に確認させていただきます。詳細につきましては経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」の「6. 備品費・借料及び損料に関する経理処理」をご参照ください。
Q12	機器等の国外の輸送に関して、海外（第三国）で調達した場合、そこから現地への輸送は、日本の技術に関するものであれば良いか。	海外（第三国）で調達した場合であっても、①契約終了日までに現地で機器を用いた調査を行うこと、②契約終了日までに関連する全ての支払いを終えること、という条件を満たす限りにおいて、当該第三国から現地への輸送も経費計上することが可能です。  ※公募要綱上の記載が不明確であったため、該当部分（P.16）を下記のとおり修正いたしましたのでご確認ください。（下線部分の修正及び日②の削除） ● 機器等 ・ 本委託事業において使用する機器等（20万円以下のものも含む）は、本委託事業期間内でリース又はレンタルを認めます。購入は認められません。 ・ なお、機器等の調達国と使用国との間の輸送に関する支出は計上できますが、以下の全ての条件を満たした支出以外は認められません。 ① 契約終了日までに現地で機器を用いた調査を行うこと ② 契約終了日までに関連する全ての支払いを終えること  上記の条件の一部でも満たさない場合は、機器等の調達国と使用国との間の輸送に関する支出全てが計上できなくなり、全額事業者負担となりますので、ご注意ください。